新潟県国民健康保険団体連合会「特定保健指導実施率向上支援事業」
に係るプロポーザルに関する質問内容および回答

No	資料名・ページ数	項目	質問内容	回答	回答日
1	01_実施要領・4ページ	(2) ICT を活用した特定保健指導実施提案書①提案方法	A 集団健診受診者・B 人間ドック受診者欄にある「日程」とは、特定保健指導のご案内時期のことでしょうか。利用券発行時期の受診時期（5月）を踏まえた「日程」の具体的な内容についてご教示ください。	「日程」とは集団健診および人間ドックそれぞれの実施日です。A集団健診受診者の場合、集団健診を5月から11月に実施していることを意味しています。実施要領の「利用券発行時期」は、5月受診の場合について記載しています。5月上旬受診者の健診結果は6月中旬に保険者が健診機関から受領します。この時点で特定保健指導対象者は確定しますが、対象者の利用券整理番号の発行は8月中旬、というスケジュールです。6月以降も同様となります。	2026/11/25
2	01_実施要領・4ページ	(2) ICT を活用した特定保健指導実施提案書①提案方法	提案書のページ数に上限等の指定はございますでしょうか。	ページ数の上限はありません。	2026/11/25
3	05_様式３_実施要件回答書	4_研修会の実施	必須項目71 「市町村国保における特定保健指導に関する課題を踏まえたテーマを設定し、提案することができる」につきまして、添付書類が「要」とされております。こちらは「ICTを活用した特定保健指導実施提案書」とは別で作成（実施想定される研修会のイメージ提案書等を別途用意）する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026/11/25
4	05_様式３_実施要件回答書	4_研修会の実施	項目75 「集合形式、オンライン形式またはハイブリッド形式により年1回以上実施することができる」につきまして、こちらの研修会はオンライン形式のみ（動画配信やZoom等によるオンラインセミナー）での対応も可能でしょうか。	オンライン形式のみでも問題ありません。	2026/11/25
5	業務仕様書・3ページ	(5) 保健指導の実施イ	「特定保健指導に必要な消耗品（メジャー等）は、事業者が準備し、対象者へ送付すること」とありますが、この送付は必須でしょうか。弊社では基本的にメジャー等は対象者自身にご用意いただいております。	必須項目ではありません。	2026/11/25
6	業務仕様書・5ページ	【特定保健指導実施率向上研修会】(2) 講師の選定および派遣	「内容に応じた知識および経験を有する講師を選定し、派遣すること。なお、事業者に所属する保健師、管理栄養士等の専門職を含む有識者を講師とすることもできるものとする」とありますが、講師は専門職や有識者に限らず、特定保健指導の知識を有する者（営業担当者等）でも問題ないでしょうか。	特定保健指導の実施率向上に係るテーマで知識普及していただくことを目的としています。講師は、専門職である必要はなく、知識および経験を有する者（営業担当者）でも問題ありません。	2026/11/25